

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6、6-7会議室

○議事日程

令和2年10月7日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

9番 山田 タツエ 君

○委員以外の出席者

農林課主幹	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。9番、山田タツエ委員、1名が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、本日の委員さん、過半数以上の出席により総会は成立しています。

○議長（野村茂君）次に、議事録署名委員の指名を行います。7番 吉田委員、8番 玉田委員の二人をお願いします。

○議長（野村茂君）これより議案の審議に入ります。

○議長（野村茂君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申について、を議題とします。第1号議案につきましては、8番案件で田下委員の申請案件になっておりますので、この議案につきましては2回に分けて審議をさせていただきます。それでは一時、田下委員につきましては、退席をお願いいたします。

○議長（野村茂君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申について、の8番の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。始めに8番の案件から説明します。議案は4ページになります。

8番の案件 議案は4ページ、位置図は、8ページからになります。申請地は博愛小学校の北450mほどに位置する農振農用地区域内の田、3筆1, 881㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営拡大を図ると言うもの。譲渡人は遠方で耕作ができない事から譲受人の要望に応えると言うものです。

現地につきましては、9月14日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。

○議長（野村茂君）議案1号の8番について、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の8番の1件について許可することとします。

田下委員 入室

○議長（野村茂君）つづきまして、議案1号の1番から7番の案件について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）つづきまして、議案1号の1番から7番の案件について審議を求めます。

1番の案件 議案は1ページ、位置図は1ページになります。申請地は岐阜県畜産研究所の東730mほどに位置する農振農用地区域内の田、573㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業規模の拡大をするため、自宅近くの農地を譲り受けると言うもの。譲渡人は県外に住んでおり、農地の管理ができないことから譲り渡すと言うものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は本郷集会場の西230mほどに位置する農振農用地区域外の畑、1, 019㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業耕作の拡大を図るため、当該申請地の持ち分2分の1を取得すると言うもの。譲渡人は住所が遠方で農業経営が困難であるため、譲り渡すと言うものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は本郷集会場の西230mほどに位置する農振農用地区域外の畑、130㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業耕作の拡大を計画し、当該申請地の取得により耕作の一層の効率化を図ると言うもの。譲渡人は住所が遠方で農業経営が困難であるため、譲り渡すと言うものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページからになります。申請地は長良川鉄道 関市役所前駅の北北西480mほどに位置する農振農用地区域外の登記地目、田。現況地目、畑657㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は申請地が譲受人の所有する農地の近くにあり、農作業の効率が良くなるため、譲り受けたいと言うもの。譲渡人は譲受人の農地と交換する予定であり、譲り渡すと言うものです。

5番の案件 位置図は5ページからになります。申請地は上之保浄化センターの北220mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆2,337㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は自宅に近い申請地を取得して、営農規模の拡大を図ると言うもの。譲渡人は高齢であり耕作を続けることが困難であることから、譲受人の要望に応えると言うものです。

6番の案件 議案は3ページ、位置図は6ページからになります。申請地は白谷集会所の西190m。また、白谷集会所の北170mほどに位置する農振農用地区域内の畑、3筆537㎡。農振農用地区域外の畑、809㎡。合計1,346㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業規模の拡大のため、申請地を譲り受けると言うもの。譲渡人は遠方に住んでおり、農地の管理ができないため、譲受人の要望に応えると言うものです。

7番の案件 位置図は7ページからになります。申請地は白谷集会所の北70mほどに位置する農振農用地区域内の畑、1,338㎡。申請の目的は使用貸借権の設定です。使用借人は農業規模の拡大を図ると言うもの。使用貸人は会社に勤めており農地の管理ができないため、使用借人の要望に応えると言うものです。

○事務局課長補佐(小石隆之君)以上の案件について、9月14日と15日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの6件につきまして、使用貸借権設定に関するもの1件について、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。議案第1号の1番から7番までについて補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君)補足説明も無いようですので、これより質疑を行います。議案第1号の1番から7番までについて質疑のある方はございますか。

○議長(野村茂君)1番、安田委員。

○1番(安田美雄君)申請理由について伺いたいのですが、農作業の効率化とか、あるいは経営規模の拡大、それから耕作の拡大、これらの表現で申請理由がされておりますが、これは3条の規定のいわゆる、かっこ5割に該当するような項目であると言う事からこのような申請理由になっているのでしょうか。

○事務局課長補佐(小石隆之君)申請理由については、基本的に書士が理由を書いた部分を引用しているので、事務局で勝手に変えないようにしています。3条で農地を取得する訳なので、農業規模の拡大が基本的なものになると思うのですが、ただ、言い方や書き方は書士により違いますので、そのとおりの説明をさせていただいております。

○1番(安田美雄君)わかりました。

○議長(野村茂君)他に質疑のある方はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決します。議案1号の1番から7番までの案件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(野村茂君)全員挙手のため、議案第1号の1番から7番までの7件を許可することとします。

○議長(野村茂君)続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページか

らになります。

1番の案件 位置図は9ページになります。申請地は本郷集会場の西230mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地 389㎡。農地の区分は、住宅、事行施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は農業用倉庫です。申請人は農業を営んでおり、農機具やトラクターなどを保管するため農業用倉庫を建築するというものです。

9月14日に現地確認をしたところ、平成8年頃から倉庫として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は10ページになります。申請地は下有知南部公民センターの北170mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地、2筆468㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 作業場倉庫です。申請人は自宅の敷地が手狭であるため、隣接地に作業場倉庫を建築するというものです。

9月15日に現地確認をしたところ、昭和37年頃に既に宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、道の駅むげ川の北西170mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地250㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 駐車場です。申請人は自宅の敷地が手狭であるため住宅敷地を拡張し、庭・駐車場として利用したいというものです。

9月15日に現地確認をしたところ、平成3年に宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○事務局課長補佐（小石隆之君）農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、6ページからになります。

1番の案件 位置図は12ページになります。申請地は新富津橋の西410mほど位置する登記地目、田。現況地目、宅地3,007㎡の内176㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農用地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農作業所です。使用借人は申請地の隣接地で障がい者の福祉施設を経営しており、実習として農作業の収穫なども取り入れています。そのため、申請地に収穫した農産物を洗ったり、選別する施設を建築するというもの。使用貸人は当事業に協力するため、申請地を貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

9月14日に現地確認をしたところ、令和2年に作業所を建築しており、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準をみたくもと考えます。

2番の案件 議案は6ページから7ページ、位置図は13ページになります。申請地は、中公民センターの東100mほど位置する田、3筆2,060㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を造成、分譲したいと言うもの。譲渡人は多忙であることや、住所が遠方であることから、農業耕作が困難であるため、譲り渡すと言うものです。

9月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

3番の案件 位置図は14ページになります。申請地は、下倉知公民館の東150mほどに位置する田、694㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を分譲したいと言うもの。譲渡人は、老齢のため、農業耕作が困難であることから、譲り渡すと言うものです。

9月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は15ページになります。申請地は長良川鉄道 関下有知駅の北710mほどに位置する畑、211㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は山林の間伐や造林事業を行う会社であり、申請地に植林をすると言うもの。譲渡人は相続として取得したが、農地の管理が難しく、譲り渡すと言うものです。

9月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 議案は8ページ、位置図は16ページになります。申請地は下有知保育園の南東250mほどに位置する畑、1,444㎡の内372㎡。農地の区分は、水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は現在の住まいが老朽化しており、申請地に一般個人住宅を建築すると言うもの。譲渡人は多忙で耕作できないため、譲受人の要望に応えると言うものです。

9月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は17ページになります。申請地は岐阜県魚苗センターの南310mほどに位置する田、2筆2,332㎡。農地の区分は、農業振興地域内の農地です。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。転用期間は1年6ヶ月です。賃借人は砂利採取業を営んでおり、砂利採取を行い、農地へ復元すると言うもの。賃借人は賃借人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

9月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は、農振農用地であるが、一時転用後、農地に復元されることから、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、関市役所 洞戸事務所の東350mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地。3筆914㎡。農地の区分は、関市役所洞戸事務所から500m以内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、貸資材置場です。受贈者は親族が経営する隣地で営んでいる土木建築会社の資材置場及び駐車場として貸す、と言うもの。贈与者は高齢であり、農地を適切に管理ができないことから、受贈者へ土地を譲る、と言うものです。

9月14日に現地確認をしたところ、昭和45年頃から一部雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 議案は9ページ、位置図は19ページになります。申請地は、栗原集会所の東20mほどに位置する畑、137㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。受贈者は家族が増え、手狭になってきたため隣接地と共に申請地を購入したいと言うもの。贈与者は農地の維持管理に困っており、土地の処分をすると言うものです。

9月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は20ページになります。申請地は小知野公民館の北北西370mほどに位置する田、3筆2,753㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、金属加工部品製造販売業工場・駐車場です。譲受人は事業拡大をするため、現工場の隣接地に新たに工場・駐車場をつくるというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

9月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借件設定に関するもの1件。合計9件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の9件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）次に、議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○事務局課長補佐（小石隆之君）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、10ページからになります。

賃貸借権設定に関するものについて、新規3筆、5,841㎡。使用貸借権設定に関するものについて、新規4筆、8,067㎡です。地区は西田原、下有知、戸田の3地区です。権利の設定を受ける者は、川村泰久 他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号についてこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長（野村茂君）長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。本日もご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前10時33分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ 印

7番

_____ 印

8番

_____ 印